



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 大石 侑弘
(コード番号 6755 東証・大証・名証各市場第一部)
問合せ先 法務部長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 89 期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、閲覧の利便性向上及び公告手続合理化のため、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 株主提案権など株主の権利行使の方法について、取締役会において定める株式取扱規則に規定する旨を明確にするものであります。(変更案第 13 条)
- (3) 当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、取締役及び監査役の報酬等の規定から退職慰労金の文言を削除するものであります。(変更案第 33 条、第 44 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 24 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 24 日 (火)

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第44条 監査役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第44条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>